

国東市地域審議会条例

(設置等)

第1条 この条例は、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を設置することとし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

名称	設置区域
国見町地域審議会	合併前の国見町の区域
国東町地域審議会	合併前の国東町の区域
武蔵町地域審議会	合併前の武蔵町の区域
安岐町地域審議会	合併前の安岐町の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、平成33年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、第1条の区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画に関連する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 各審議会は、委員10名以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体等を代表する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 区長
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったとき又は当該区域内に存する事務所等に勤務しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。